

横須賀市における（仮称）横須賀市美術館計画に基づく美術館建設についての住民投票に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、横須賀市の観音崎公園（走水園地内）に計画されている（仮称）横須賀市美術館（以下「美術館」といいます。）について、その建設の可否について市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とします。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、市民による投票（以下「住民投票」といいます。）を行います。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければなりません。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとします。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとします。

（選挙管理委員会の事務）

第4条 選挙管理委員会は、前項の規定により委任を受けた住民投票の管理及び執行に関する事務を行うものとします。

（住民投票の期日）

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」といいます。）は、この条例の施行の日から起算して2月を経過する日までの間の選挙管理委員会が定める日曜日に実施するものとします。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を決定したときは、投票日の15日前までに投票日その他必要な事項を告示しなければなりません。

（投票資格者）

第6条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」といいます。）は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 年齢満16年以上の日本国籍を有する者で、引き続き3箇月以上本市に住所を有するもの
- (2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が本市にある年齢満16年以上の永住外国人であって、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3月以上経過している者

- 2 前項第2号に規定する「永住外国人」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
  - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

（投票資格者名簿）

第7条 市長は、投票資格者について、美術館建設に関する住民投票資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）を作成しなければなりません。

（投票の方式）

第8条 住民投票は秘密投票とします。

- 2 投票は1人1票とします。
- 3 投票資格者は、（仮称）横須賀市美術館計画に基づく美術館建設に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、賛成しないときは投票用紙の賛成しない欄に自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければなりません。
- 4 前項の規定にかかわらず、身体の故障等の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができます。

（投票所における投票）

第9条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」といいます。）に行き、資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければなりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則に定める理由により、投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができます。

（投票の効力の決定）

第10条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とするものとします。

（無効投票）

第11条 住民投票において、次のいずれかに該当する投票は無効とします。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び賛成しない欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は賛成しない欄のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(投票運動)

第 12 条 住民投票に関する運動は、投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはなりません。

(投票結果の告示等)

第 13 条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に通知しなければなりません。

(投票結果の尊重)

第 14 条 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(情報公開)

第 15 条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が住民投票の際に判断をするために必要な情報の提供に努めなければなりません。

(投票及び開票)

第 16 条 前条までに定めるもののほか、投票場所、投票時間、投票管理者、投票立会人、開票場所、開票時間、開票管理者、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）の規定を準用するものとします。

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(条例の失効)

2 この条例は、第 13 条の行為の終了をもって、その効力を失います。